

県立学校における新型コロナウイルス感染症 への対応について（５月７日以降）

全ての県立学校において、４月２０日（月）から５月６日（水）まで臨時休業を実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間等を考慮すると、大型連休後一定期間は、岡山県内や隣接県における感染状況の推移等を見極める必要があり、児童生徒の健康・安全を第一に考える観点から、次のとおり臨時休業の期間を延長することとする。

なお、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

１ 臨時休業期間の延長

- ・ 全ての県立学校における臨時休業の期間を ５月７日（木）から５月３１日（日）まで延長する。

※中学校３校・高等学校５１校・中等教育学校１校・特別支援学校１４校

２ 臨時休業期間における学習指導

- ・ 臨時休業により学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要最小限の登校日の設定や電話連絡、ＩＣＴの活用により、児童生徒へ学習課題を課し、日々の生活や家庭学習の進捗状況を確認・指導するとともに、授業動画の配信や遠隔授業等の取組を進める。

教 政 教 第 9 7 号

令和2年4月28日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における
臨時休業の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年4月17日付け教政教第71号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における対応について」（以下、「第71号通知」という。）に基づき対応いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間等を考慮すると、大型連休後一定期間は、県内や隣接県における感染状況の推移等を見極める必要があり、児童生徒の健康・安全を第一に考える観点から、県立学校における教育活動について、次のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 臨時休業期間の延長について

- ・ 全ての県立学校における臨時休業の期間を5月7日（木）から5月31日（日）まで延長する。

2 臨時休業期間における学習指導・生徒指導等

- ・ 第71号通知に基づき、引き続き対応すること。
- ・ 特に、授業動画の配信や遠隔授業等の実施に向けた校内研修等の取組を積極的に進めること。併せて、生徒の家庭における学習環境へ配慮した取組も進めること。

3 その他

- ・大型連休期間中については、令和2年4月24日の岡山県知事緊急メッセージを踏まえ、適切な行動をとるよう指導すること。

〔岡山県知事緊急メッセージ要旨〕

○旅行や帰省など、県境を越えた移動は絶対に避けてください。

○不要不急の外出の自粛を徹底してください。

なお、生徒がやむを得ない理由で県外へ外出した場合は、健康観察等について家庭と連絡を取り合い、保護者が不安を感じる等があれば、登校日の登校を控えさせるなど、適切な対応を行うこと。

【本件問い合わせ先】

県教育庁教育政策課	電話（086）226-7571（全般的事項に関すること）
県教育庁高校教育課	電話（086）226-7585（高等学校に関すること）
県教育庁義務教育課	電話（086）226-7584（中学校に関すること）
県教育庁特別支援教育課	電話（086）226-7912（特別支援学校に関すること）
県教育庁保健体育課	電話（086）226-7591（健康管理に関すること）